公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０８６号
広島県廿日市市串戸３丁目13番40号
債務者　柴田　雅幸
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３１号
広島県東広島市西条町寺家5276番地１　ロイヤルオークス105号
債務者　郷司マリアテレサメディアリオこと
ＧＯＳＨＩ　ＭＡＲＩＡ　ＴＨＥＲＥＳＡ　ＭＥＤＩＡＲＩＯ
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４号
徳島県阿南市畭町亀崎93番地７　福寿荘１－８号室、前住所徳島県阿南市黒津地町戎野６番地１
債務者　戸田　　実
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第１０２号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2288番地１
債務者　秦　　洋子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第１０３号
福岡県宮若市宮田4856番地１
債務者　吉田　静生
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第６３４号
北九州市小倉北区熊本１丁目２番１―701号
債務者　谷　　重幸
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７６５号
北九州市八幡西区清納２丁目９番28―101号
債務者　渡邊　千鶴
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９１号
岐阜県飛騨市古川町若宮１丁目３番52号
債務者　長屋　貴弘
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
岐阜県飛騨市古川町若宮１丁目３番52号
債務者　長屋江利子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
三重県津市城山２丁目16番45号　カール・ド・メジュール２階Ｃ号
債務者　小西　洋平
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９２号
三重県名張市さつき台１番町195番地
債務者　宮崎　弘之
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第２３８号
三重県四日市市松本２丁目３番15号　リバティタウン松本103号
債務者　田上　　静
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
三重県四日市市あかつき台４丁目１番地65
債務者　山下ひとみ
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
三重県四日市市西松本町14番３号　株式会社ワーク・ジャパン松本寮103
債務者　北越　有紀（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
三重県三重郡菰野町大字千草6461番地４、住民票上の住所三重県三重郡菰野町大字千草6461番地37
債務者　伊藤　　光
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１３１０号
京都市西京区樫原井戸25番地２　メゾン紫201号
債務者　清水　靖治
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１８号
京都市北区大宮東脇台町10番地　メゾン北山パークサイド302号
債務者　加藤　弓美
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係